平成２３年（フ）第５８４号
静岡県磐田市森下63番地　フレグランストヨダＡ－201、前住所静岡県袋井市方丈１丁目２番地の34
債務者　鈴木　悦司
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
静岡県磐田市森下63番地　フレグランストヨダＡ－201、前住所静岡県袋井市方丈１丁目２番地の34
債務者　鈴木　廣子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
滋賀県長浜市木之本町黒田637番地
債務者　万代　豊美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第６００号
埼玉県春日部市備後東３丁目15番４号
債務者　酒井　廣之
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６１２号
埼玉県越谷市越ヶ谷2633番地７
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
埼玉県越谷市大沢４丁目７番15号　サンリーフ大沢303
債務者　岩崎　　翼（旧姓泉崎）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６２１号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3056番地
債務者　金子　辰也
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７４９号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目10番地の８　ケントハウスＡ
債務者　片桐　雅哉
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７７４号
埼玉県狭山市大字堀兼1249番地
債務者　名村　孝之
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７９２号
埼玉県所沢市大字上安松973番地の１　フォレストピア203
債務者　渡部　純也
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８０１号
埼玉県川越市岸町２丁目40番地１　304、前住所東京都江東区北砂４丁目３番８－304号
債務者　田中　治彦（旧姓清原）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８１６号
埼玉県ふじみ野市西２丁目10番27号　Ｆ．Ｉ．Ｓ上福岡
債務者　山崎　勝秋
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８０８号
愛知県碧南市権現町１丁目１番地　コテージハウス岬Ｂ、住民票上の住所愛知県高浜市春日町５丁目170番地　ラビデンス高浜Ｎ館1204号
債務者　石川組こと　石川　徹一
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
愛知県豊橋市東橋良町67番地　107
債務者　鈴木佳代子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３３５号
愛知県豊川市大木町新町通21番地　グリーンアレイＣ201
債務者　光増　孝行
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６６号
栃木県下都賀郡野木町大字野渡179番地７
債務者　吉本　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２９７９号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目21番地の３　エンゼルハイムシバタ403号室
債務者　高橋　久之
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部